

23. 空き家等対策

(社交金[空き家再生等推進事業])

(補助金[空き家対策総合支援事業])

目的・概要

居住環境の整備改善等を図るため、空き家住宅や空き建築物を改修・活用して、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生等を図ることや、不良住宅や空き家住宅、空き建築物を除却して、防災性や防犯性を向上させる事業について、社会資本整備総合交付金及び、空き家総合支援補助金にて支援し「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく市町村の取組を一層促進するため、「空家等対策計画」に基づき民間事業者等と連携を行う総合的な空き家対策に取り組む。

●**対象者**：地方公共団体・民間事業者（地方公共団体が補助する場合）

●**対象事業**：【活用事業タイプ】

空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等に要する費用・所有者の特定に要する費用・空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用。

【除却事業タイプ】

不良住宅、空き家住宅、空き建築物の除却等に要する費用・所有者の特定に要する費用・空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用。

●**交付要件**：【活用事業タイプ】

対象地域：・空家等対策計画に定められた空き家等に関する対策の対象地区。

・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域。

・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域。

【除却事業タイプ】

対象地域：・空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区。

・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域。

・居住誘導区域を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域。

●**補助金額・補助率等**：

【活用事業タイプ】 事業主体が地方公共団体の場合 1/2

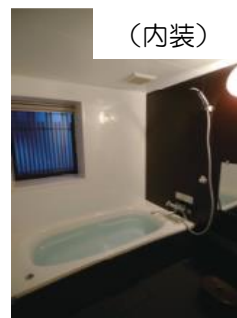
事業主体が民間事業者の場合 2/3（国1/3+地方1/3）

【除却事業タイプ】 事業主体が地方公共団体の場合 2/5

事業主体が民間事業者の場合 4/5（国2/5+地方2/5）

●**手続き等**：社会資本整備総合交付金の手続きに準じる。

国土交通省所管補助金の手続きに準じる。



○問い合わせ先 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課 住宅事業係
電話 06-6942-1087